

諮詢相手：総務大臣

諮詢日：令和5年11月28日（令和5年（行情）諮詢第1067号）

答申日：令和6年7月5日（令和6年度（行情）答申第237号）

事件名：消防庁において保有している熱中症に係る特定年度の全てのデータの
不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年8月25日付け総官総第196号により総務大臣（以下「処分庁」又は「諮詢相手」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア この不開示決定1の内容について、総務課より親切な教示を頂き、消防庁のデータは総務省にないことを知り、このまま請求しても意味がないことを、令和5年7月31日付の補正で知った。

イ この補正に対して令和5年8月8日に返信を出して、キャンセル請求を取り下げた。

ウ 請求を取り下げたのだから収入印紙が戻り、新たに請求するかすべき所、不開示決定が届くのは不自然である。

エ つまり請求してもない文書を総務省の教示にさからって開示を進めたことになるし、私はそのような手続を今までしたことがない。

オ これは不作為か手続きの途中で誰かかが間違がえたものであるから、この不開示決定の取り消しを求める。

カ この不開示決定通知書は偽物であり令和4年8月25日となっているので、これは明らかに不作為文書であるし私は令和4年に開示を求めたことは総務省に対して一度もない。

（2）意見書

情個審第4668号、令和5年12月14日付（通知）について。

ア 審査請求の理由 3 (2) ⑥ (上記 (1) カ) 不開示決定通知書が偽物であることは事実であり、行政不服審査請求をする前に私に訂正書を送ったならば妥当であるが、行政不服手続きをスタートしてから訂正書を送っても意味がなく、審査請求の理由⑥ (上記 (1) カ) で審査を求めている以上は本物か偽物なのかを審査請求しているのであり、令和5年11月27日付269号で訂正を行なっていると言っているが、私に訂正書は届いていないし、仮に届いたからと言って行政不服審査請求提出後であり諮問がスタートして私の意見を見てから訂正したとしても、不開示決定通知書の偽物は偽物であり当方の審査理由は変わらない（訂正をするには遅すぎたと言うしかない）。

イ (4 原処分の妥当性について) (下記第3の4) の中で、私から「請求を取り下げる」旨の回答を受けてないと言っているが不都合な所をそのように言えば（水掛け論）であり訂正書を出した受け取っていないの話と同じであり、大人の話をしなければならず、行政不服審査請求内容の不開示決定通知書が本物なのか偽物なのか正しいのかの審理を願います。

第3 諒問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

令和5年6月23日付け（同年7月3日受付）で、処分庁宛てに、法4条1項（原文ママ）の規定に基づく行政文書開示請求があった。

処分庁は、法9条2項の規定に基づき、令和5年8月25日付け総官総第196号により原処分を行った。

本件審査請求は、審査請求人が原処分に不服があることから、当該処分を取消す旨の決定を求めるとして、令和5年9月11日付けで提起されたものである。

2 原処分について

行政文書不開示決定通知書に記載された不開示決定した行政文書の名称及び不開示とした理由は次のとおりである。

(1) 不開示決定した行政文書の名称

①消防庁データ、熱中症にかかるすべてのデータ統計表の公文書（令和4年度）を求む。文書の正しい名称を求む。

(2) 不開示とした理由

請求のあった文書について、探索したものので、その存在を確認することができないため（不存在）

3 本件審査請求の趣旨及び理由について

上記第2記載のとおり。

4 原処分の妥当性について

本件開示請求において、開示請求書は「総務大臣」宛てであり、請求す

る行政文書の名称等欄には「消防庁データ」との記載があり、総務省本省の保有する行政文書の開示の請求か消防庁の保有する行政文書の開示の請求か判断できなかったため、令和5年7月4日付け及び同月31日付けの補正書により、開示請求者に対して総務省本省で保有をしている行政文書の開示請求として維持するか、消防庁で保有をしている行政文書の開示請求として、開示請求書の宛名を「消防庁長官」に補正するかの意向確認を行ったところ、同年8月5日付けで「総務省本省で保有をしている行政文書の開示請求として維持します。」との回答があった。

これを受け、総務省の本省全部局において本件対象文書を探索したものの、本件対象文書に該当する行政文書の存在を確認することができなかった。

以上のことから、本件対象文書に該当する文書を探索したものの、その存在を確認することができないため不開示とした原処分の判断は妥当であると考える。

なお、審査請求人は審査請求書において、補正に対して「請求を取り下げた」と主張しているが、処分庁において開示請求者から「請求を取り下げる」旨の回答は受けていない。

また、審査請求人は審査請求書において、「この不開示決定通知書は偽物であり令和4年8月25日となっている」と主張しているが、この点については令和5年11月27日付け総官総第269号により訂正を行っている。

5 結論

以上のことから、原処分を維持することが妥当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年11月28日 諒問の受理
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和6年5月31日 審議
- ④ 同年6月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書は、「その存在を確認することができない（不存在）」として不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諒問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) この点の検討に際して、本件では、本件開示請求から原処分に至るまでの間の補正の経緯が問題となるところ、当審査会において、諮問書に添付された各書類（写し）を確認した結果によれば、当該補正の経緯は、おおむね諮問庁が上記第3の4において説明するとおりであったものと認められる。上記認定によれば、本件開示請求は、総務省本省で保有している本件対象文書の開示を求めているものと解するのが相当であるから、処分庁において、それを前提に文書を探索したことに誤りはない。

(2) 本件対象文書の保有の有無についての諮問庁の説明は、上記第3の4のとおりであるところ、この点について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 諒問庁としては、「消防庁のデータ、熱中症にかかるすべてのデータ統計表の公文書」に該当する文書については、総務省設置法（平成11年法律第91号）32条において「消防庁については、消防組織法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。」と定められており、消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づき、救急業務の基準に関する事項等を所掌する消防庁において保有していると認識している。

イ 二度にわたる審査請求人に対する開示請求先の確認に対する審査請求人の回答を受け、総務省本省の全部局に対して本件対象文書の保有の有無について照会をかけたところ、いずれの部局からも、該当する文書は存在しない旨の回答があり、総務省本省の全部局において、当該文書は作成、取得していないことを確認した。

(3) 検討

当審査会において、総務省設置法及び消防組織法を確認したところ、その内容は、上記（2）アの諮問庁の説明に符合することが認められる。本件対象文書の存在は確認できなかった旨の上記（2）イ及び第3の4の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、当該説明における探索の範囲等に特段の問題があるとは認められない。他に、総務省本省において、本件対象文書を保有していることをうかがわせる事情も認められないことからすれば、総務省本省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、上記第3の4記載の令和5年7月31日付けの処分庁からの書面に対して、令和5年8月8日に返信を出して、本件開示請求を取り下げた旨主張するので、この点について当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、本件開示請求に関して、上記第3の4記載の令和5年8月5日付けの審査請求人からの回答は受領したが、本件開示請求

を取り下げる趣旨の書面を受領したことはない旨説明する。この諮問庁の説明を覆すに足りる事情はなく、審査請求人から上記主張を裏付ける資料の提出等があるわけでもないことからすると、審査請求人の上記主張は採用できない。

また、審査請求人は、審査請求書及び意見書において、「この不開示決定通知書は偽物であり令和4年8月25日となっている」などと主張するが、諮問書に添付された本件行政文書開示請求書（写し）に押された受付印の日付が令和5年7月3日付けであることに照らしても、本件不開示決定通知書の「令和4年」という記載が誤記であることは明白であり、この点は、諮問庁が、上記第3の4で説明するとおり、後に訂正されているのであるから、原処分の効力に影響する瑕疵とはいえない。

その他、審査請求人は、種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「請求のあつた文書について、探索したものの、その存在を確認することができないため（不存在）。」と記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのか等、当該文書が存在しないことの要因についても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、総務省本省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 合田悦三、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙 本件対象文書

- ①消防庁データ、熱中症にかかるすべてのデータ統計表の公文書（令和4年度）